

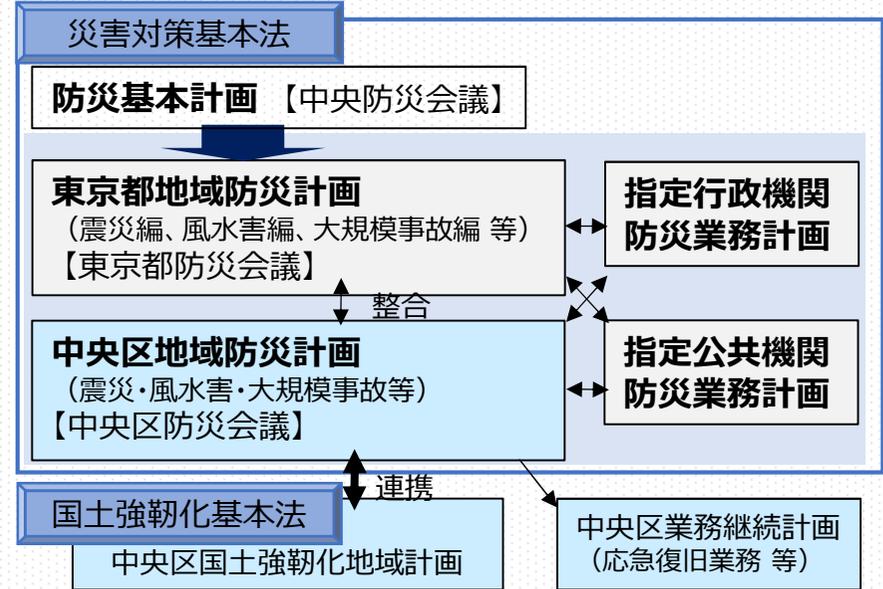
# 中央区地域防災計画の修正方針(案)について

資料2

## 計画の位置づけと修正目的

- 「中央区地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、中央区防災会議が作成する計画である。本区の地域に係る災害に関し、防災関係各機関がその有する全機能を有効に発揮して、災害の予防、応急・復旧及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
- 東京都が10年ぶりに公表した首都直下地震等の新たな被害想定に基づき、令和5年5月に東京都地域防災計画（震災編）が修正されたことを踏まえ、中央区地域防災計画についても国・都の計画及び関係法令等との整合性等を図るとともに、前回（令和3年2月）修正以降に更新された本区防災対策の進捗状況を反映する。

(各防災計画及びその他計画との関係)



## 修正方針

方針1	<b>東京都地域防災計画等との整合性を図る</b>
方針2	<b>前回修正以降の取組等の進捗を反映をする</b> ○ 「地域ぐるみ」の防災力の強化を図る【自助・共助】 ○ 応急・復旧体制の推進を図る【公助】
方針3	<b>災害対応のフェーズや“地域性”を加味した計画に再編する</b>

## スケジュール

令和5年 8月上旬	計画修正作業の着手
令和6年 1月上旬	地域防災計画の修正（素案）の確認【庁内会議】
1月中旬	地域防災計画の修正（素案）の決定【中央区防災会議幹事会】
2月中旬～ 3月上旬	パブリックコメントの実施（約3週間）
3月下旬	地域防災計画の修正（案）の取りまとめ
6月中旬	地域防災計画の修正決定【中央区防災会議】

# 中央区地域防災計画の修正方針(案)について

## 方針1

### 東京都地域防災計画等との整合性を図る

- ▶ 首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月公表）により、本区の想定地震等を修正
- ▶ 減災目標の修正
- ▶ 関係法令等や各種データの更新を反映

## 想定地震と被害想定

○【地震】 都の新たな被害想定公表に伴い、本区では人的被害が最大となる「都心南部直下地震」が発生した場合を想定

想定地震		本区での主な被害想定（冬の平日風速8m/秒）		防災・減災対策推進（例）
地震名	都心南部直下地震	建物被害（全壊棟数）	714棟（約63%減）	▶建物の一層の耐震化等
震源	東京都23区南部	焼失棟数（倒壊建物含む）	4棟（約96%減）	▶初期消火体制の強化、再開発等による公開空地の整備等
発生確率	今後30年以内70% （南関東地域におけるM7クラスの確率）	死者数	93人（約43%減）	▶家具類の転倒・落下・移動防止対策、出火防止及び延焼拡大防止対策の推進
		負傷者数	3,249人（約62%減）	
区内震度	6強（一部7）	避難者数	50,126人（約12%増）	▶マンション防災対策の一層の推進、「在宅避難」の普及啓発等
		帰宅困難者	337,098人（約9%増）	▶一時滞在施設等の確保等

※括弧内は、都の被害想定（平成24年4月公表）との対比

○【津波】 都内において最大津波高が高い「南海トラフ巨大地震」が発生した場合を想定

地震名	南海トラフ巨大地震	本区最大津波高/到達時間	2.42m / 3時間23分
発生確率	今後30年以内70～80% （南海トラフの地震M8～M9クラスの確率）	津波被害	河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない

## 減災目標の修正

- ▶ 都の減災目標を踏まえ、本区の特성에応じ「地域ぐるみの支え合い、助け合う」環境づくりをより一層推進するため、本区の減災目標を修正

### 《減災目標》

2030年度までに首都直下地震による人的・物的被害を概ね半減

## 関係法令等の反映

- ▶ 災害対策基本法の改正（令和3年5月）、TOKYO強靱化プロジェクトの策定（令和4年12月）、その他各種データ更新

例：風水害の避難情報の改正、複合災害、火山噴火対処

# 中央区地域防災計画の修正方針(案)について

## 方針2

### 前回修正以降の取組等の進捗を反映をする

- ▶ 「地域ぐるみ」の防災力の強化を図る【自助・共助】
- ▶ 応急・復旧体制の推進を図る【公助】



【▲「在宅避難」普及啓発の様子】

### 「地域ぐるみ」の防災力の強化

	主な修正内容
区民ひとりひとり・地域ぐるみの自助・共助の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区民の意識高揚 (防災拠点運営委員会活動をはじめ、あらゆる場面において「在宅避難」の普及啓発)</li> <li>○ さまざまな防災活動支援 (コミュニティの醸成や地域活性化に資する多世代参加型訓練の実施)</li> <li>○ マンション防災対策 (マンション管理組合等への普及啓発、防災組織の育成・支援、防災拠点の役割についての理解促進と連携強化)</li> </ul>
事業所による自助・共助の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所防災対策 (行き場のない帰宅困難者を減少させるための一斉帰宅抑制と利用者保護の促進)</li> <li>○ 帰宅困難者対策 (一時滞在施設等の確保や区帰宅困難者支援施設運営協議会を活用した地域防災力の向上)</li> </ul>

### 応急・復旧体制の推進

	主な修正内容
応急活動態勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初動態勢の強化 (夜間・休日における区職員の初動態勢の強化)</li> <li>○ 防災関係機関との連携体制の強化 (関係機関からのリエゾン派遣体制の推進)</li> <li>○ 区職員の実践的な防災対応力の強化 (職員向け研修・訓練の充実)</li> </ul>
避難者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新たな防災拠点の整備等 (晴海地区のまちづくりに伴う避難所の指定 等)</li> <li>○ 防災拠点運営の充実 (地域防災の担い手の育成 等)</li> <li>○ 要配慮者への支援強化 (避難行動要支援者ごとの個別避難計画の策定 等)</li> </ul>



【▲災害対策本部運営訓練の様子】

# 中央区地域防災計画の修正方針(案)について

## 方針3

## 災害対応のフェーズや“地域性”を加味した計画に再編する

### 計画構成

- ▶ 「部」の構成：施策ごとに災害対応のフェーズ（予防・応急・復旧）に合わせて整理
- ▶ 「編」の構成：実災害の流れに沿って震災対応シナリオを更新
- ▶ 地域性の反映：「地域ぐるみ」の防災力の強化に向けて、地域ごとの特性を考慮した施策を展開

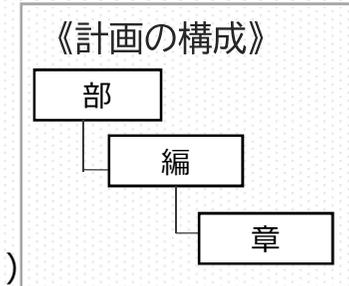
### 1 「部」の構成の再編

#### ア. 災害対応に則した構成に整理

- 平時から発災後までの適時・適切な取組を推進するため、災害対応の施策ごとに「震災予防・応急・復旧対策」を整理し、「災害復興」は別に区分する。（下図 → ）

#### イ. 災害別の対策に区分

- 「震災対策」と「風水害対策」を明確に区分し、第4部「風水害対策計画」として記述する。（下図 → ）



現計画	修正案	主な内容
第1部 総則	第1部 総則	計画の方針、被害想定、減災目標等
第2部 災害予防計画	第2部 施策ごとの具体的計画 (震災予防・応急・復旧計画)	<b>施策ごとに予防・応急・復旧対策を各段階に応じて記載</b> 【予防】 平時の活動 【応急】 発災直後から72時間以内に必要の活動 【復旧】 発災から4日目以降に重点的に行う活動
第3部 災害応急対策計画 「水防計画」		
第4部 災害復旧・復興計画	第3部 災害復興計画	被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
第5部 大規模事故等対策計画	第4部 風水害対策計画	風水害の予防・応急・復旧対策を記載
付編 警戒宣言に伴う対応措置	第5部 大規模事故等対策計画	大規模事故等にも対応できるよう必要事項を記載
	付編 警戒宣言に伴う対応措置	東海地震に対する警戒宣言に伴う対応措置

# 中央区地域防災計画の修正方針(案)について

## 2 「編」の構成の再編

- ア. 「編」の各施策は、発災時における「**区民の生命・身体を守る**」ための**災害対応活動を意識した構成**に再編
- イ. 区民をはじめ防災関係機関等との共通認識を醸成していくため、災害事象により想定される被害、その推移に応じた**自助・共助の取組**、区災害対策本部の活動等**震災対応のシナリオを更新**
- ウ. 発災直後から応急・復旧対策、復興までの**一連の流れを時間軸に沿って整理**

(イ・ウ：想定される被害及び対応のシナリオの更新イメージ)

	初動対応確立期				応急対応期	復旧対応期		復興対応期	
	直後~	3h~	6h~	12h~	1~3日目	4~7日目	2週間以内	1か月以内	1か月以上
災害事象と被害									
自助・共助の取組									
区災害対策本部の活動									

(ア：編の項目)

部	編	章
<b>2. 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画）</b>		<b>【主な取組内容（庁内各部及び防災関係機関等との協議により決定）】</b>
	地域ぐるみの防災力向上	区民・地域・事業所等の防災意識の啓発、マンション防災対策 等
	災害に強いまちづくり	建築物の耐震化、エレベーター閉じ込め防止等安全対策 等
	交通ネットワーク及びライフライン等の確保	交通施設やライフライン機能の安全確保、警備・交通規制、道路や橋りょうの応急復旧 等
	応急対応力の強化	区の初動態勢の強化、受援体制の構築、応急活動拠点の整備 等
	情報通信の確保	通信機器の整備、防災関係機関との情報連携体制、区民等への情報提供 等
	医療救護・保健衛生等対策	医療救護体制、医療品・医療資器材の確保・供給、防疫及び保健衛生対策 等
	避難者対策	防災拠点等の開設・管理運営、要配慮者及び避難行動要支援者対策 等
	帰宅困難者対策	一時滞在施設等の確保、一斉帰宅抑制・利用者保護対策 等
	物資備蓄・輸送対策	食料及び生活必需品等の確保・供給、備蓄倉庫・輸送拠点の整備、救援物資の受入れ 等
	区民生活の早期再建	生活再建支援（り災証明書の発行等）、トイレの確保・し尿処理、災害廃棄物処理 等